

第2章

南多摩保健医療圏の概要

- 第1節 保健医療圏
- 第2節 地域特性
- 第3節 人口の状況
- 第4節 保健医療資源の状況
- 第5節 受療状況等
- 第6節 地域医療構想

第2章 南多摩保健医療圏の概要

第1節 保健医療圏

1 保健医療圏とは

- 全ての都民が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、都民が必要とする保健医療サービスを、いつでも、どこでも、だれでも必要に応じて適切に受けることができるようにすることが不可欠です。
- こうした都民の保健医療ニーズに的確に対応するため、保健医療資源の適切な配置を図るとともに、適切な保健医療サービスの提供や医療提供施設相互の機能の分担と連携を推進し、疾病の発症予防から早期の発見・治療、リハビリテーションなど、総合的な保健医療提供体制の体系を構築するための地域的単位として、「保健医療圏」が位置付けられています。
- 都では、「東京都保健医療計画」において、地域の保健医療ニーズに対して、都民に最も適切な保健医療サービスを提供していく上での圏域として、一次、二次及び三次の保健医療圏を設定しています。
- 一次保健医療圏は、地域住民の日常生活を支える健康相談、健康管理、疾病予防や頻度の高い一般的な傷病の治療など、住民に密着した保健医療サービスを、福祉サービスと一体となって総合的、継続的に提供していく上での最も基礎的な圏域であり、その体制の整備を図るための地域的単位として、区市町村の区域が位置付けられています。
- 二次保健医療圏は、原則として、特殊な医療を除く一般の医療ニーズに対応するために設定する区域で、入院医療を圏域内で基本的に確保するとともに、医療機関の機能連携に基づく医療サービスと広域的、専門的な保健サービスとの連携などにより、都民に包括的な保健医療サービスを提供していく上での圏域であり、その整備を図るための地域的単位です。

医療法第30条の4第2項第14号の規定により、主として病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として設定する医療計画上の区域でもあります。

都における二次保健医療圏は、住民の日常生活行動の状況、交通事情、保健医療関係の既存の地域ブロック、保健医療資源の分布等圏域設定に必要な要素を総合的に勘案の上、複数の区市町村を単位とする13の圏域に設定されています。南多摩保健医療圏は、二次保健医療圏の一つです。
- 三次保健医療圏は、一次及び二次の保健医療体制との連携の下に、特殊な医療提

供を確保するとともに、東京都全域での対応が必要な保健医療サービスを提供する上での区域であり、その体制を整備していくための地域的単位です。

医療法第30条の4第2項第15号の規定により、特殊な医療などを提供する病院の病床確保を図るべき地域的単位として設定する医療計画上の区域でもあり、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の29第2号において、都道府県を単位として設定することが定められています。そのため、三次保健医療圏は東京都全域とされています。

2 南多摩保健医療圏について

- 南多摩保健医療圏は、八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市の5市で構成される二次保健医療圏です。
- 南多摩保健医療圏は、圏域内に3つの保健所が存在することが特徴です。日野市、多摩市、稲城市を管轄する都道府県型保健所としての南多摩保健所、中核市保健所としての八王子市保健所、政令市保健所としての町田市保健所があります。
- 東京都南多摩保健所は、南多摩保健医療圏の総合調整を行う機能を担い、八王子市保健所、町田市保健所は、市の保健（医療）衛生行政を推進することを基本とします。その上で、各保健所は、健康危機管理対策や災害医療対策など二次保健医療圏で対応すべき課題について、相互に連携・協力して取り組んでいます。

二次保健医療圏	構成区市町村	面積 (km ²)	人口 (人)
区中央部	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区	63.64	947,858
区南部	品川区、大田区	84.70	1,170,569
区西南部	目黒区、世田谷区、渋谷区	87.83	1,475,635
区西部	新宿区、中野区、杉並区	67.87	1,285,373
区西北部	豊島区、北区、板橋区、練馬区	113.92	1,993,903
区東北部	荒川区、足立区、葛飾区	98.21	1,365,611
区東部	墨田区、江東区、江戸川区	106.68	1,494,327
西多摩	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	572.70	379,043
南多摩	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市	324.46	1,440,971
北多摩西部	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市	90.05	658,632
北多摩南部	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市	96.10	1,061,790
北多摩北部	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	76.51	749,421
島しょ	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	401.64	24,461
計		2,193.79	14,047,594

出典：東京都保健医療計画（令和6年3月改定）

第2節 地域特性

1 地理的条件

多摩地域の南部に位置する南多摩保健医療圏は、多摩川や浅川流域に広がる平野部、東西に延びた丘陵地及び西部の山間部で構成され、緑豊かな自然が多く残されている地域です。

この保健医療圏は、八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市の5市からなり、面積は約325k㎡で、東京都の面積の約14.8%を占めています。北は多摩川をはさみ、あきる野市、昭島市、立川市、国立市、府中市、調布市、南は日野市を除く4市が神奈川県に接し、特に、町田市は日常生活圏として神奈川県と強い関連がある地域です。

また、八王子市、町田市、多摩市、稲城市の4市にまたがる多摩丘陵に位置する多摩ニュータウンは、高度経済成長による住宅難への対応と乱開発の防止を目的に整備され、昭和46年の大規模団地への入居開始以降、商業、教育、文化など多様な施設が立地する多機能複合都市として発展してきました。

しかし、初期入居地区では、団地の老朽化、住民の高齢化等の課題が顕在化しており、住宅の更新や道路の整備、地域包括ケアと連携したまちづくりなどの再生が必要となっています。



2 道路・交通

道路は、東西に国道20号線（甲州街道）や中央自動車道が、南北に国道16号線、圏央道（首都圏中央連絡自動車道）が通り、基幹的な道路網を形成しています。

鉄道は、東西にJR中央線、京王線、南北にJR横浜線、東部をJR南武線、南部を小田急線、東急田園都市線が通っています。

また、多摩都市モノレールは（多摩センター～上北台間 約16km）開業されて以来、利用者が着実に増え、いまや地域になくてはならない交通機関となっています。

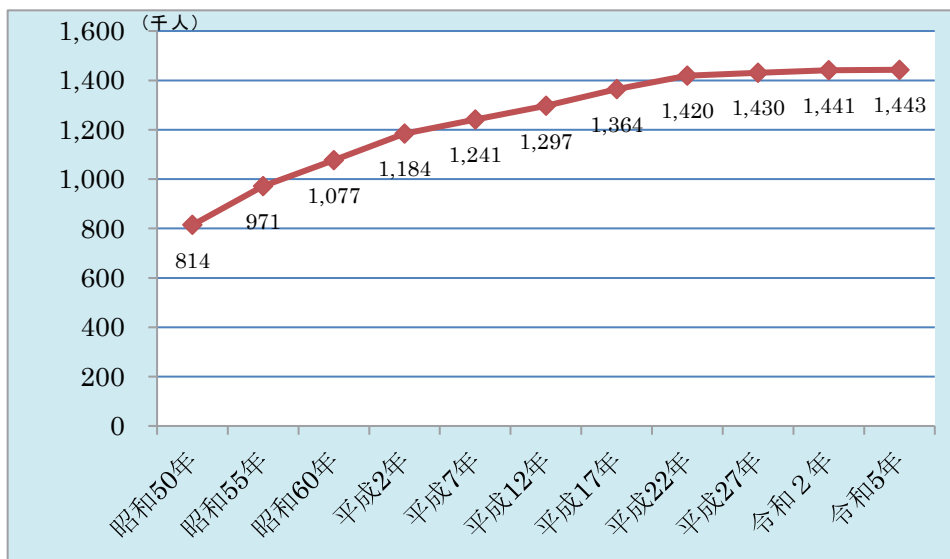
面積が広い南多摩保健医療圏では、鉄道網の補完としてバス路線が整備されており、加えて「ミニバス」の運行で市内施設へのアクセスが容易となり、住民の足として活用され、喜ばれています。

第3節 人口の状況

1 人口構造と将来予測

- 南多摩保健医療圏の人口は、昭和46年に多摩ニュータウンへの入居が始まって以降急速に増加し、その後も増加を続けてきましたが、近年は、横ばい傾向となっています。令和5年10月1日現在、住民基本台帳による南多摩保健医療圏の人口は1,443,058人で、都全体の10.2%、多摩地域の33.6%を占めています。

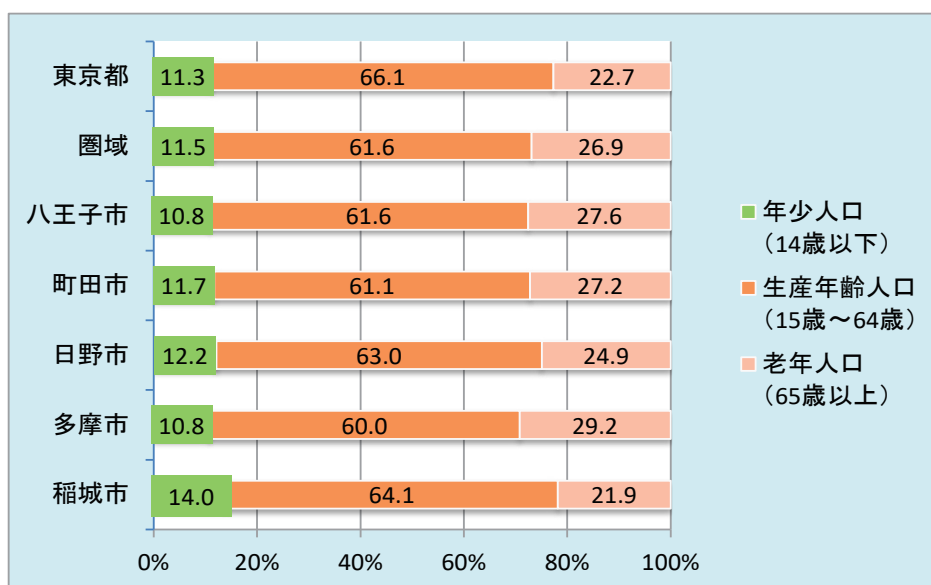
【南多摩保健医療圏における人口の推移】



出典：東京都総務局「東京都の人口（推計）」各年10月1日現在

- 南多摩保健医療圏の年齢区分別人口割合を見ると、年少人口（14歳以下）が11.5%、老年人口（65歳以上）が26.9%で、いずれも都全体よりも高く、生産年齢人口（15歳～64歳）が61.6%で都全体よりも低くなっています。

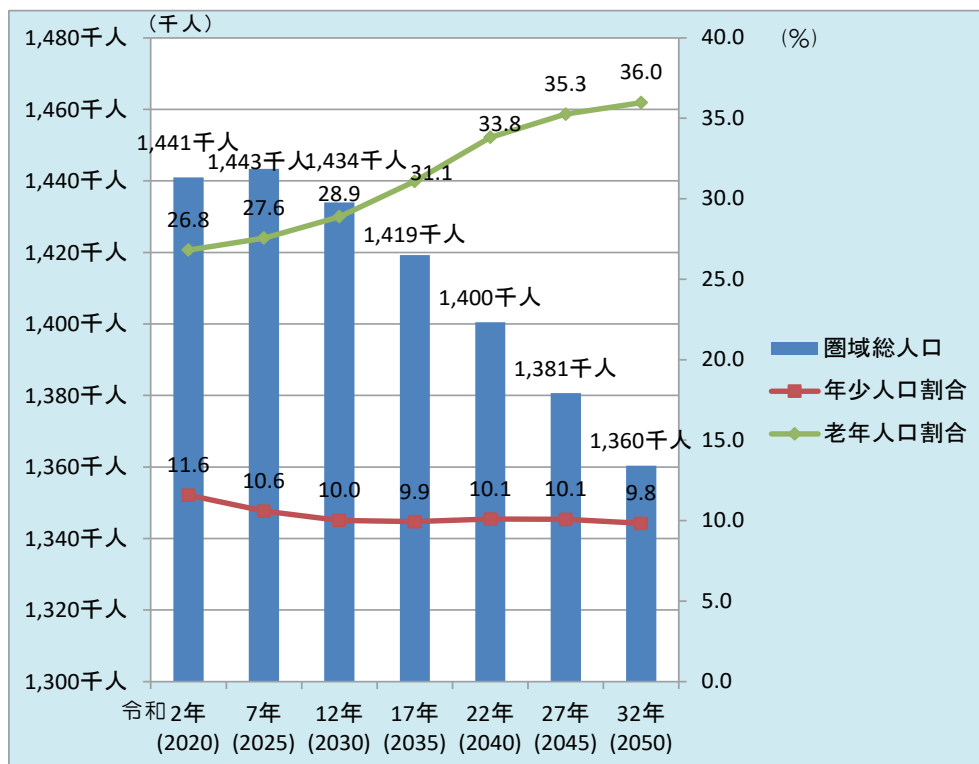
【南多摩保健医療圏における年齢3区分別人口割合】



出典：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（令和5年1月1日現在）

- 南多摩保健医療圏の人口は、令和7年（2025年）をピークに減少に転じることが予想されています。年齢区分別人口では、老年人口割合と年少人口割合の差が年々大きくなり、急速に増加している老年人口は、令和12年（2030年）には総人口の約3割を占めると予想されています。

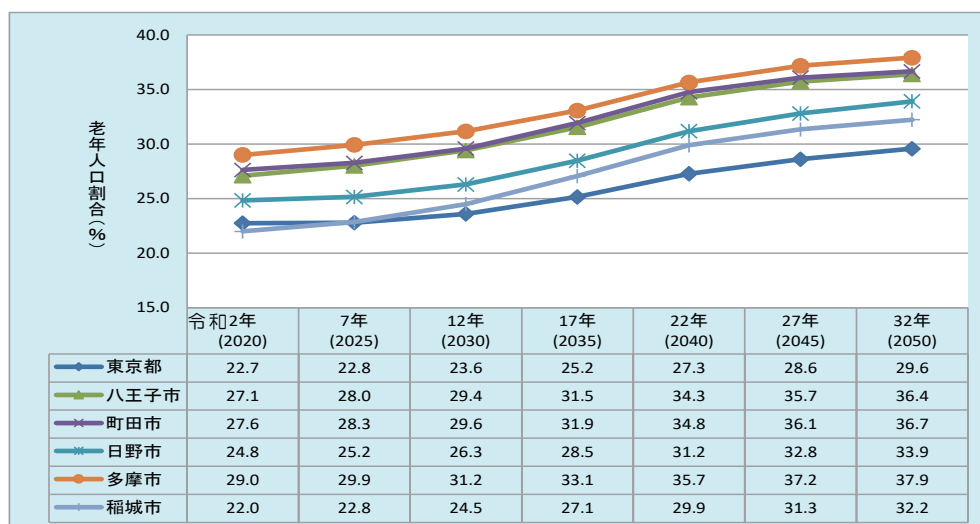
【南多摩保健医療圏における将来人口推計（老年人口・年少人口）】



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」（令和5年推計）

- 南多摩保健医療圏の老年人口割合は、いずれの市も年々上昇しており、都全体と比較すると、令和7年（2025年）以降は5市全てが都全体を上回ります。高齢化の進行は、今後も継続すると予想されています。

【南多摩保健医療圏における老年人口割合の将来推計】



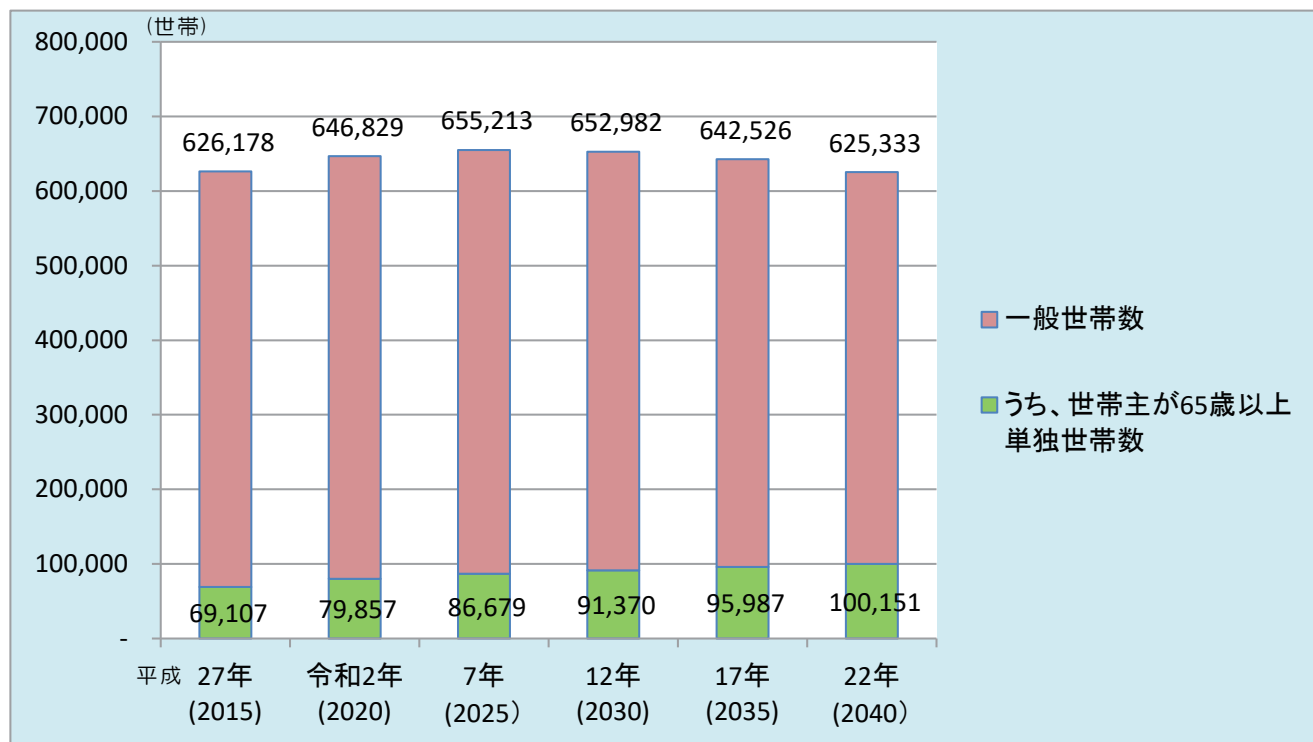
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」（令和5年推計）

2 世帯

○ 南多摩保健医療圏の一般世帯数は、令和2年時点では約65万世帯です。総人口が平成27年から令和7年（2025年）をピークに減少に転じても、単独世帯数や夫婦のみの世帯数などの増加により、一般世帯数は令和17年（2035年）までほぼ横ばいで推移すると予測されています。

世帯主が65歳以上の単独世帯は増加し続け、令和22年（2040年）には一般世帯数の16.0%に達することが予測されています。

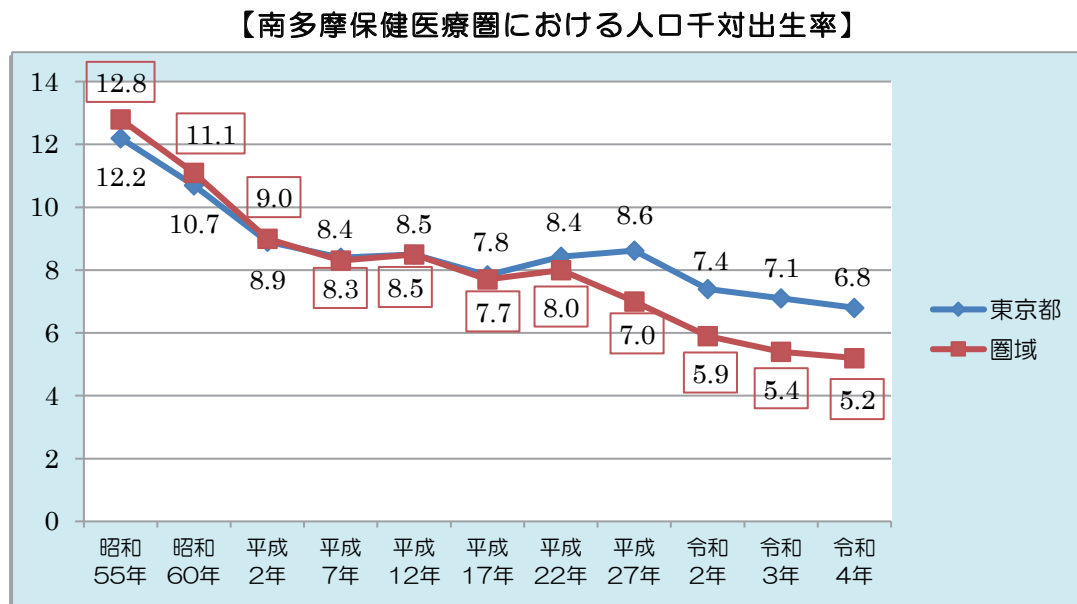
【南多摩保健医療圏における一般世帯数の将来推計】



出典：東京都総務局「東京都世帯数の予測」平成31年3月

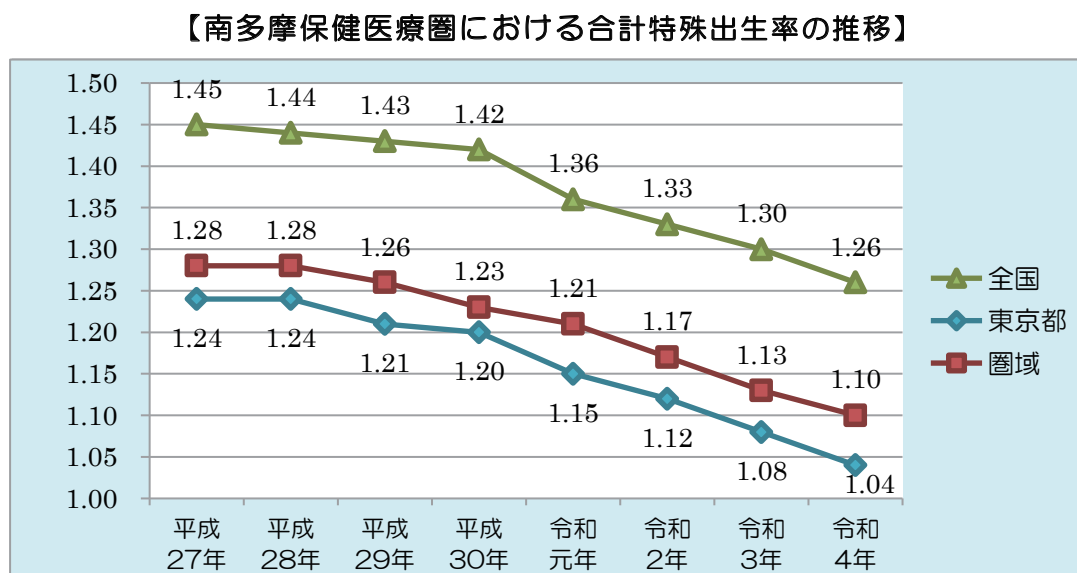
3 出生・死亡

- 南多摩保健医療圏の人口千対出生率は、近年低下傾向にあり、令和4年は、5.2と都全体の6.8を下回っています。



出典：東京都保健医療局「人口動態統計」

- 南多摩保健医療圏における令和4年の合計特殊出生率^{※1}は1.10で、全国の1.26よりも低く、都全体の1.04よりも高い状況です。

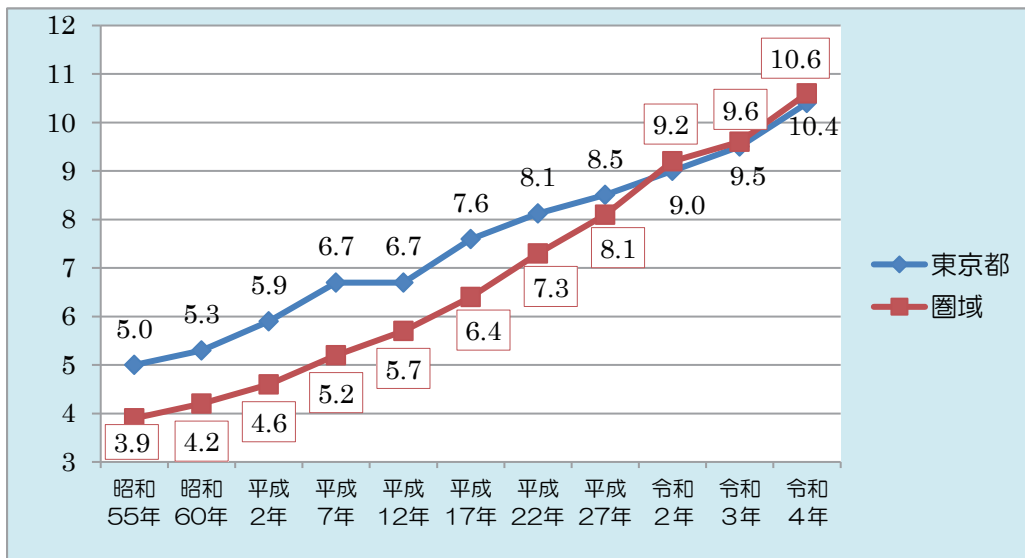


出典：東京都保健医療局「人口動態統計」

※1 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢階級別出生率を合計したもの。一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの合計数に相当する。

- 南多摩保健医療圏における令和4年の人口千対死亡率は10.6で、都全体の10.4を上回っています。

【南多摩保健医療圏における人口千対死亡率】

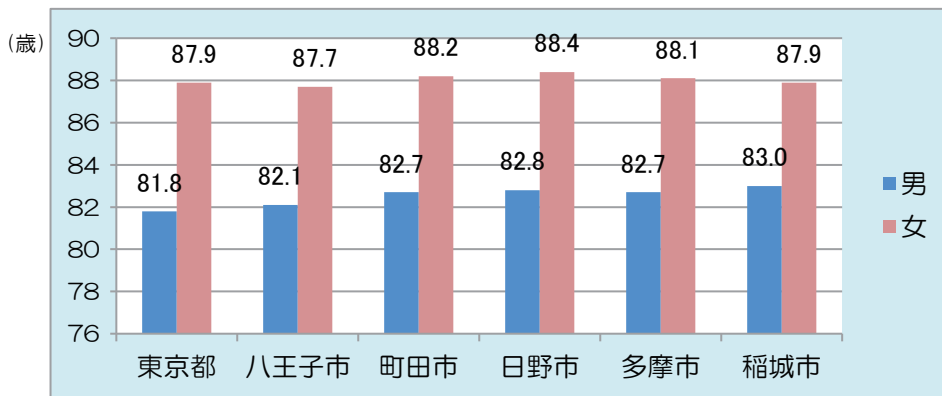


出典：東京都保健医療局「人口動態統計」

4 平均寿命・健康寿命

- 令和2年における都全体の平均寿命は、男性が81.8歳、女性が87.9歳ですが、同年の南多摩保健医療圏各市の平均寿命は、ほとんどの市でそれを上回っています。

【南多摩保健医療圏における各市の平均寿命（令和2年）】

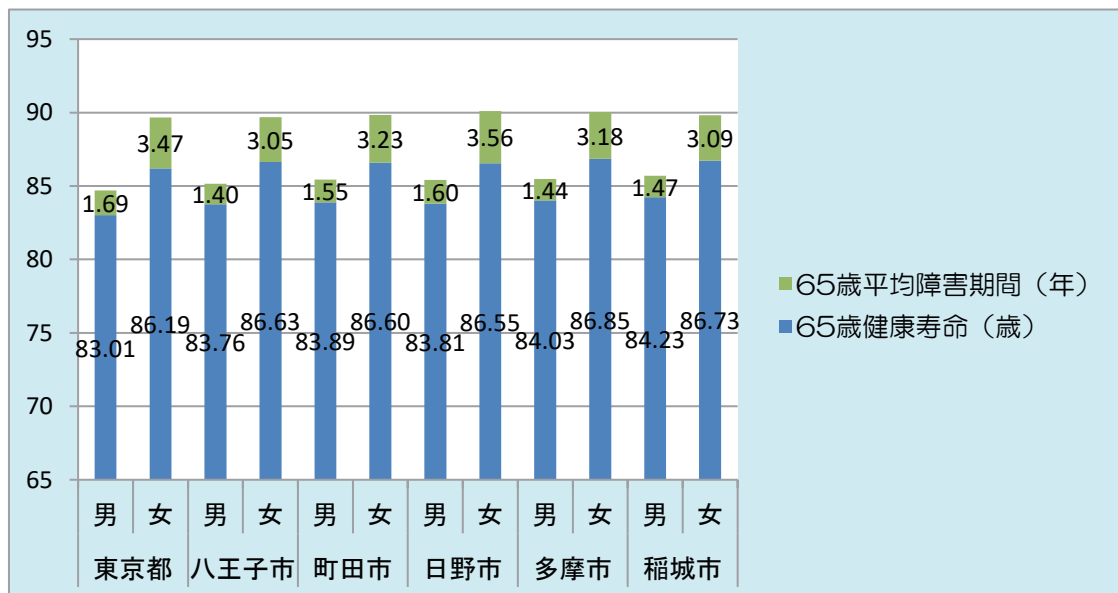


出典：厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室「令和2年市区町村別生命表」

- 令和3年における南多摩保健医療圏各市の健康寿命^{※1}を見ると、男女ともに全ての市で東京都の健康寿命を上回っています。

女性は、平均寿命が男性よりも5～6年長いですが、障害期間も長くなっており、健康寿命の更なる延伸に努める必要があります。

【南多摩保健医療圏における健康寿命と平均障害期間（令和3年）】



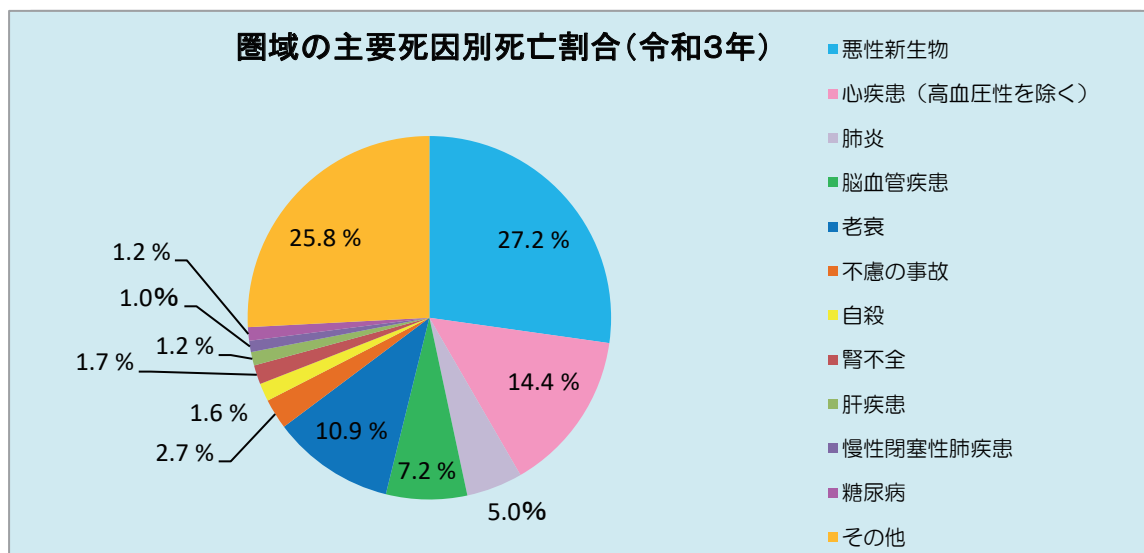
算出基礎資料：区市町村住民基本台帳人口、介護保険認定者数、3年平均死亡数及び厚生労働省簡易生命表の基礎資料をもとに、東京保健所長会方式で算出した。

※1 健康寿命：65歳の方が、何らかの障害のために要介護認定を受ける年齢を平均的に表すもの（東京保健所長会方式）。

5 主要死因別死亡割合・標準化死亡比

- 人口動態統計に基づく、南多摩保健医療圏の令和3年主要死因別死亡割合は、悪性新生物が27.2%、心疾患（高血圧性を除く。）が14.4%、肺炎が5.0%、脳血管疾患が7.2%を占めています。

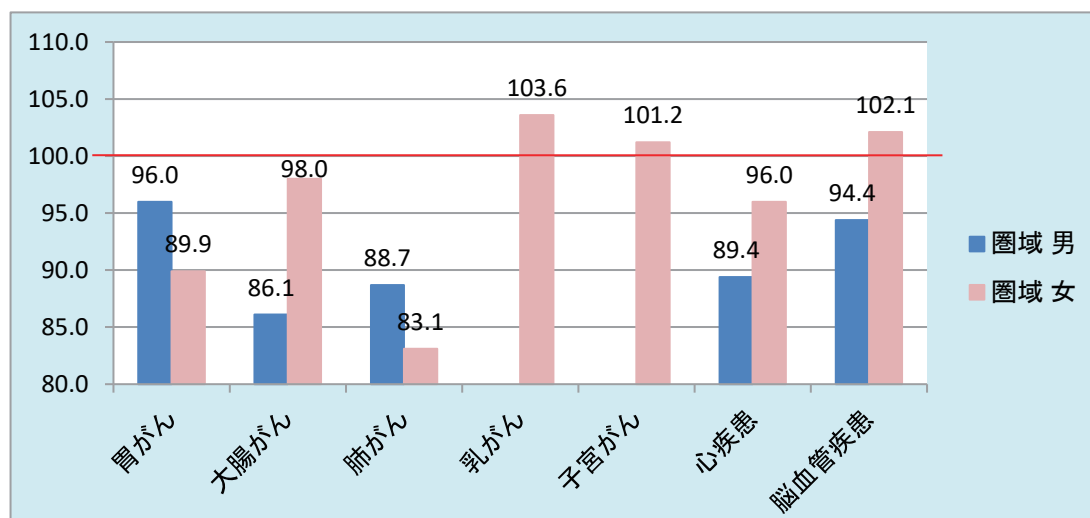
【南多摩保健医療圏における主要死因別死亡割合（令和3年）】



出典：東京都福祉保健局「令和3年人口動態統計」

- 都を100とした場合の令和3年の南多摩保健医療圏の標準化死亡比^{※1}は、男性及び女性の肺がん、男性の大腸がんが都標準よりも大きく下回っていますが、乳がん、子宮がん及び女性の脳血管疾患については、都標準を上回っています。

【南多摩保健医療圏における主要疾患別標準化死亡比（令和3年）
～東京都を100とした場合～】



出典：東京都保健医療局調べ

※1 標準化死亡比：死因毎の死亡者数を年齢構成が均一であるという仮定で数値を補正し計算する死亡率の指標

第4節 保健医療資源の状況

1 基準病床数

- 基準病床数は、病床の適正配置の促進と適切な入院医療の確保を目的に、病床整備の基準として、医療法第30条の4第2項第17号の規定に基づき病床の種類ごとに定められているものです。定められている基準病床の種別は、療養病床、一般病床、精神病床、結核病床及び感染症病床であり、療養病床及び一般病床は二次保健医療圏ごとに、精神病床、結核病床及び感染症病床は三次保健医療圏（東京都全域）でそれぞれ定めることとされています。
- 東京都保健医療計画第七次改定においては、医療法施行規則等に基づき、療養病床及び一般病床、精神病床、結核病床、感染症病床の基準病床数を次のとおり決めました。

(1) 療養病床及び一般病床

(単位：床)

二次保健医療圏	基準病床数
区 中 央 部	5,657
区 南 部	7,972
区 西 南 部	9,874
区 西 部	8,276
区 西 北 部	15,589
区 東 北 部	11,405
区 東 部	10,713
西 多 摩	3,328
南 多 摩	11,960
北 多 摩 西 部	5,074
北 多 摩 南 部	7,512
北 多 摩 北 部	6,351
島 し よ	255
計	103,966

出典：東京都保健医療計画（令和6年3月改定）

(2) 精神病床、結核病床、感染症病床（東京都全域）

(単位：床)

区 分	基準病床数
精 神 病 床	19,396
結 核 病 床	216
感 染 症 病 床	153

出典：東京都保健医療計画（令和6年3月改定）

2 保健医療福祉施設

- 南多摩保健医療圏の医療施設は、病院数 76 病院、病床数 16,429 床です。人口 10 万人当たりの病床数は 1,138.3 床で東京都全体を上回っています。

病院の種類別でみると、精神科病院は東京都全体の 48 病院のうち 15 病院がこの南多摩保健医療圏にあり、精神病床は 6,698 床と東京都全体の 3 割を占めています。

人口 10 万人当たりの病床数では、療養病床と精神病床が東京都全体を上回っています。

【南多摩保健医療圏における病院数】

区 分	病院数		人口10万対	
	圏域	東京都	圏域	東京都
病院総数	76	635	5.3	4.5
一般病院	61	587	4.2	4.2
精神科病院	15	48	1.0	0.3
（再掲）地域医療支援病院	5	46	0.3	0.3
（再掲）救急告示病院	24	307	1.7	2.2
（再掲）療養病床を有する病院	33	236	2.3	1.7

出典：東京都福祉保健局「令和3年医療施設（動態）調査・病院報告結果報告書」

注）人口 10 万対病床数の算出基礎となる人口…東京都総務局統計部「東京都の人口（推計）」
（令和3年 10 月 1 日現在）

【南多摩保健医療圏における病院病床数】

区 分	病床数		人口10万対	
	圏域	東京都	圏域	東京都
病院病床総数	16,429	125,723	1,138.3	897.3
一般病床	6,103	81,332	422.9	580.5
療養病床	3,620	22,504	250.8	160.6
精神病床	6,698	21,293	464.1	152.0
結核病床	0	449	0.0	3.2
感染症病床	8	145	0.6	1.0

出典：東京都福祉保健局「令和3年医療施設（動態）調査・病院報告結果報告書」

注）人口 10 万対病床数の算出基礎となる人口…東京都総務局統計部「東京都の人口（推計）」
（令和3年 10 月 1 日現在）

- 南多摩保健医療圏の一般診療所及び歯科診療所の設置数は、人口 10 万人当たりでみると、有床診療所を除き、いずれも東京都を下回っています。

薬局及び訪問看護ステーションの設置数についても、人口 10 万人当たりで東京都を下回っています。

【南多摩保健医療圏における一般診療所数・歯科診療所数等】

区 分	設置数		人口10万対	
	圏域	東京都	圏域	東京都
一般診療所	1,005	14,327	69.6	102.3
(再掲)有床診療所	37	315	2.6	2.2
歯科診療所	712	10,678	49.3	76.2
(再掲)有床歯科診療所	0	1	0.0	0.0
薬局	599	7,065	41.5	50.3
訪問看護ステーション	137	1,489	9.5	10.6

出典：・一般診療所・歯科診療所は、東京都福祉保健局「令和3年医療施設（動態）調査・病院報告結果報告書」
 ・薬局は、東京都福祉局・保健医療局「福祉・衛生統計年報」（令和4年度）（令和5年3月31日）
 ・訪問看護ステーションは、東京都福祉保健局医療政策部医療人材課「医療機関名簿 令和4年」（令和4年6月1日現在）

注）人口10万対の算出基礎となる人口

- ・一般診療所・歯科診療所は、東京都総務局統計部「東京都の人口（推計）」（令和3年10月1日現在）
- ・薬局、訪問看護ステーションは、東京都総務局統計部「東京都の人口（推計）（補正）」（令和4年10月1日現在）

- 高齢者福祉施設の整備状況について、65歳以上の人口10万人当たりの施設数及び定員数で見ると、介護医療院、軽費老人ホームA型、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護施設、養護老人ホームが、施設数及び定員数ともに都全体を上回っています。
- なお、東京都地域医療構想（平成28年7月策定）における医療需要の推計（平成37年（2025年）の在宅医療等の必要量）では、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所で、現在の病院・診療所以外の場所で提供される医療を『在宅医療等』としています。

【南多摩保健医療圏における高齢者福祉施設等】

区 分		施設数		65歳以上人口10万対		
		圏域	東京都	圏域	東京都	
特別養護老人ホーム	施設数	66	583	17.3	18.6	
	定員数	6,419	53,421	1677.9	1702.5	
介護老人保健施設	施設数	22	203	5.8	6.5	
	定員数	2,649	21,984	692.4	700.6	
介護医療院	施設数	4	25	1.0	0.8	
	定員数	731	2,234	191.1	71.2	
有料老人ホーム	施設数	131	1,082	34.2	34.5	
	定員数	8,689	66,761	2271.3	2127.6	
軽費老人ホーム	軽費老人ホーム（ケアハウス）	施設数	5	43	1.3	1.4
		定員数	136	2,082	35.6	66.4
	軽費老人ホームA型	施設数	2	8	0.5	0.3
		定員数	100	600	26.1	19.1
	軽費老人ホームB型	施設数	0	1	0.0	0.0
		定員数	0	50	0.0	1.6
	都市型軽費老人ホーム	施設数	0	92	0.0	2.9
		定員数	0	1,602	0.0	51.1
認知症高齢者グループホーム	施設数	73	721	19.1	23.0	
	定員数	1,220	12,667	318.9	403.7	
小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護施設	施設数	46	305	12.0	9.7	
	定員数	1,220	8,286	318.9	264.1	
養護老人ホーム	施設数	7	32	1.8	1.0	
	定員数	680	3,311	177.8	105.5	
地域包括支援センター	施設数	54	462	14.1	14.7	

出典：特別養護老人ホーム～養護老人ホーム／東京都福祉局調べ（令和5年12月1日現在）

地域包括支援センター／2023 社会福祉の手引き（令和5年7月1日現在）

注）65歳以上人口10万対の算出基礎となる人口…東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（令和5年1月1日現在）

3 保健医療福祉従事者

- 南多摩保健医療圏の保健医療福祉従事者数は、人口10万人当たり従事者数では、東京都全体を下回っている職種が多いですが、精神保健福祉士及び介護福祉士は東京都全体を大きく上回っています。

【南多摩保健医療圏における保健医療福祉従事者数】

区 分	従事者数(人)		人口10万対	
	圏域	東京都	圏域	東京都
医師	2,679	48,072	185.9	342.2
歯科医師	1,031	17,245	71.5	122.8
薬剤師	3,749	52,842	260.2	376.2
保健師	400	4,464	27.8	31.8
助産師	231	4,322	16.0	30.8
看護師	11,255	120,049	781.1	854.6
准看護師	1,823	12,063	126.5	85.9
歯科衛生士	1,367	15,045	94.9	107.1
歯科技工士	211	3,208	14.6	22.8
理学療法士	731	8,348	50.7	59.4
作業療法士	499	3,499	34.6	24.9
視能訓練士	74	1,348	5.1	9.6
言語聴覚士	167	1,402	11.6	10.0
診療放射線技師	418	6,127	29.0	43.6
診療エックス線技師	21	188	1.5	1.3
臨床検査技師	568	8,264	39.4	58.8
臨床工学技士	224	3,001	15.5	21.4
あん摩マッサージ指圧師	31	409	2.2	2.9
柔道整復師	46	784	3.2	5.6
管理栄養士	215	2,328	14.9	16.6
栄養士	65	492	4.5	3.5
精神保健福祉士	156	954	10.8	6.8
社会福祉士	128	1,405	8.9	10.0
介護福祉士	738	3,537	51.2	25.2
医療社会事業従事者	34	500	2.4	3.6

出典 ・医師、歯科医師、薬剤師「令和2年医師・歯科医師・薬剤師調査 東京都調査結果報告」
 ・保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士「福祉・衛生統計年報(令和2年度)」
 ・理学療法士～医療社会事業従事者は、「東京都の医療施設-令和2年医療施設(静態・動態)調査・病院報告結果報告書-」いずれも東京都福祉保健局発行
 なお、理学療法士～医療社会事業従事者数は、常勤換算した数値で、小数第一位を四捨五入した。

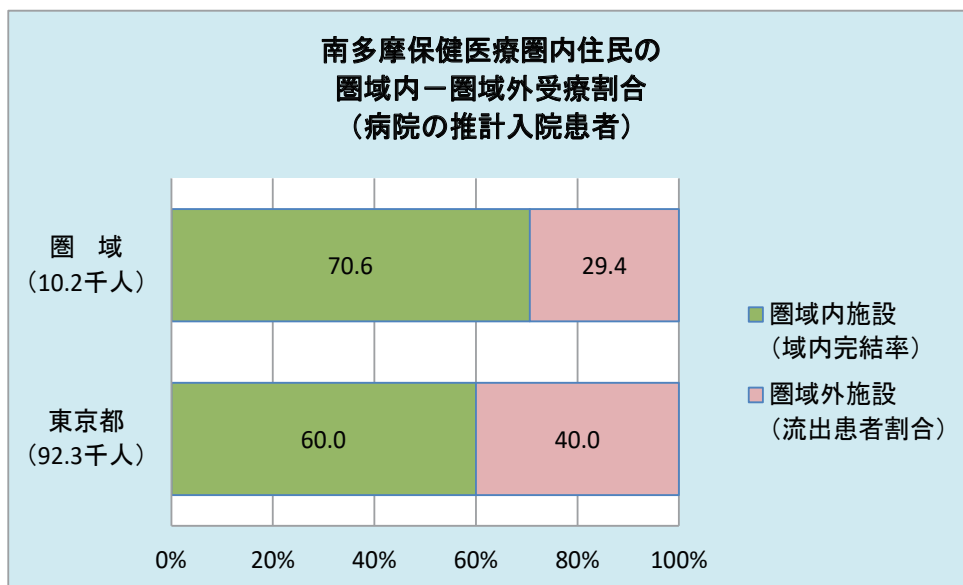
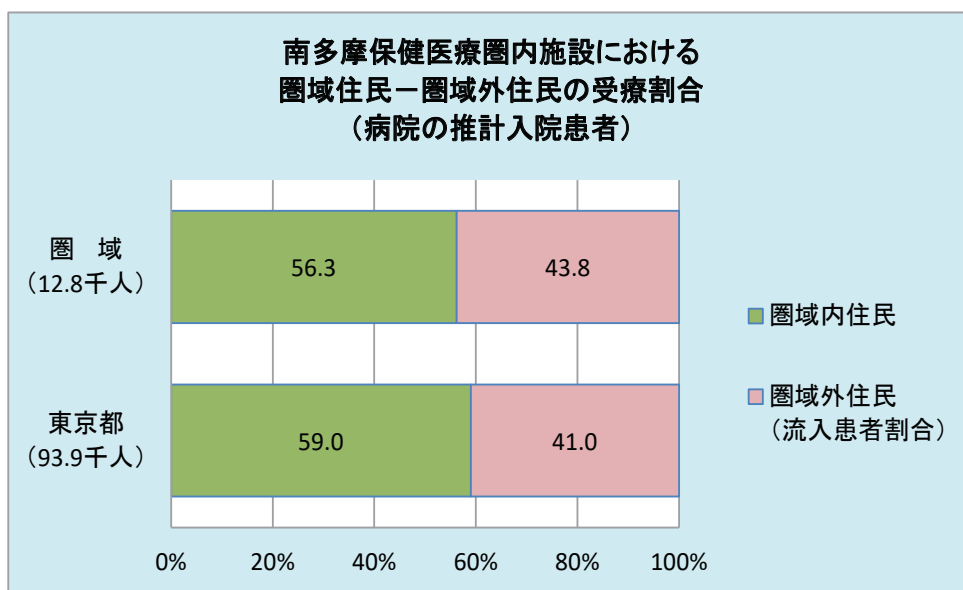
注) 人口10万対の算出基礎となる人口…総務省「国勢調査」(令和2年10月1日現在)

第5節 受療状況等

1 入院の受療状況

- 南多摩保健医療圏における病院（入院）の受療割合を見ると、圏域外住民の流入患者割合は43.8%、圏域外施設への流出患者割合は29.4%と流入超過となっています。

また、圏域内住民が圏域内施設を受療している割合（域内完結率）は、70.6%と東京都全域の割合を大幅に上回っています。



出典：厚生労働省「令和2年患者調査」

2 要支援・要介護認定者数

- 南多摩保健医療圏における介護保険の要支援、要介護の認定状況を構成割合で見ると、要支援は都全体を上回っていますが、要介護は都全体を下回っています。

【介護保険の認定状況（第1号被保険者）】

（上段：人数、下段：構成割合）

区分	第1号被保険者数	認定者数 (認定割合)	内 訳 (認定者数(人) / 構成割合(%))								
			要支援1	要支援2	要支援計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護計
東京都	3,150,483	637,573 (20.2)	97,877 15.4	80,879 12.7	178,756 28.0	133,942 21.0	103,419 16.2	82,099 12.9	82,621 13.0	56,736 8.9	458,817 72.0
圏域	381,290	72,305 (19.0)	13,355 18.5	8,743 12.1	22,098 30.6	17,648 24.4	10,792 14.9	7,787 10.8	8,008 11.1	5,972 8.3	50,207 69.4
八王子市	154,116	29,696 (19.3)	5,471 18.4	3,294 11.1	8,765 29.5	8,426 28.4	4,405 14.8	2,788 9.4	3,000 10.1	2,312 7.8	20,931 70.5
町田市	116,668	23,059 (19.8)	4,299 18.6	2,604 11.3	6,903 29.9	5,442 23.6	3,455 15.0	2,595 11.3	2,641 11.5	2,023 8.8	16,156 70.1
日野市	46,730	9,864 (21.1)	2,155 21.8	1,482 15.0	3,637 36.9	1,849 18.7	1,366 13.8	1,190 12.1	1,093 11.1	729 7.4	6,227 63.1
多摩市	43,338	6,409 (14.8)	919 14.3	784 12.2	1,703 26.6	1,351 21.1	1,050 16.4	823 12.8	837 13.1	645 10.1	4,706 73.4
稲城市	20,438	3,277 (16.0)	511 15.6	579 17.7	1,090 33.3	580 17.7	516 15.7	391 11.9	437 13.3	263 8.0	2,187 66.7

出典：「介護保険事業状況報告」（令和5年3月分）福祉局高齢者施策推進部介護保険課ホームページ

注）第1号被保険者は、65歳以上被保険者

第6節 地域医療構想

- 持続可能な社会保障制度の確立を目指した「地域における医療と介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）の制定に伴い、医療法が改正され、都道府県には、地域の医療提供体制の将来のあるべき姿を示す「地域医療構想」の策定が義務付けられました。
- 地域医療構想は、医療法において、①構想区域（将来の病床数の必要量を算定し、病床の整備を図る区域）ごとに厚生労働省令で定める計算式により算定された病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量及び将来の居宅等における医療の必要量並びに②地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関することを定めることとされています。

【病床の4つの機能区分】

高度急性期機能	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能
急性期機能	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期機能	急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能
慢性期機能	長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能

- 都における地域医療構想は、都民、行政、医療機関、保険者など、医療・介護・福祉等に関わる全ての人々が協力し、将来にわたり東京都の医療提供体制を維持・発展させ、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」を実現するための方針となるもので、平成28年7月に策定されました。
- 都における構想区域は、二次保健医療圏と同様の13区域で、構想区域ごとに「地域医療構想調整会議」を設置し、地域医療構想の実現に向けて、地域で不足する医療機能の確保等について、関係者が協議することとしています。



出典：東京都地域医療構想（平成28年7月）東京都福祉保健局発行

- 令和7年（2025年）の病床数の必要量等は、平成25年の患者の受療動向を基に推計されており、今後、様々な要因により変化する可能性があります。

令和7年（2025年）の病床数の必要量等

（上段：人/日、下段：床）

		高度急性期機能	急性期機能	回復期機能	慢性期機能	計
東京都	患者数	11,916	32,974	31,165	19,294	95,349
	病床数	15,888	42,275	34,628	20,973	113,764
南多摩	患者数	746	2,566	2,760	4,040	10,112
	病床数	995	3,290	3,067	4,391	11,743

出典：東京都地域医療構想（平成28年7月）東京都福祉保健局発行

- 令和7年（2025年）の在宅医療等の必要量は、平成25年の訪問診療や介護老人保健施設の入所者数等から推計されています。今後の療養病床の在り方によっては、必要量が変わることも考えられます。

令和7年（2025年）の在宅医療等の必要量 （人/日）

	在宅医療等	
		（再掲）訪問診療のみ
東京都	197,277	143,429
南多摩	20,047	13,661

出典：東京都地域医療構想（平成28年7月）東京都福祉保健局発行

- 将来にわたって東京の医療提供体制を維持・発展させていくため、「東京都地域医療構想」では、「東京の2025年の医療～グランドデザイン～」として、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」を描き、その実現に向けた4つの基本目標が掲げられています。

【4つの基本目標】

I	高度医療・先進的な医療提供体制の将来にわたる進展 ～大学病院等が集積する東京の「強み」を生かした、医療水準のさらなる向上～
II	東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築 ～高度急性期から在宅療養に至るまで、東京の医療資源を最大限活用した医療連携の推進～
III	地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実 ～誰もが住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域全体で治し、支える「地域完結型」医療の確立～
IV	安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成 ～医療水準の高度化に資する人材や高齢社会を支える人材が活躍する社会の実現～

